

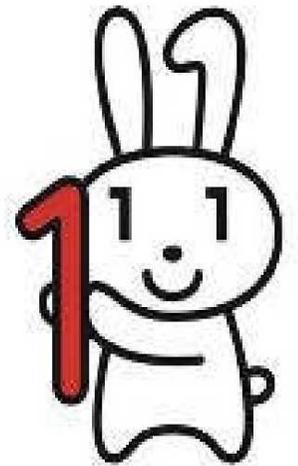
平成27年10月から

国民一人ひとりに「マイナンバー（個人番号）」が届きます

平成28年1月から番号制度が始まります。

そこで、平成27年10月から順次、「通知カード」がお住まいの市区町村から郵送され、国民一人ひとりに固有のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

共済組合における収集時期、収集方法等については、現在、関係省庁で検討が進められています。届いた「通知カード」は共済組合より連絡があるまで、大切に保管しておいてください。



詳しい情報は下記のホームページ（内閣官房）でご紹介しています

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

↑ click